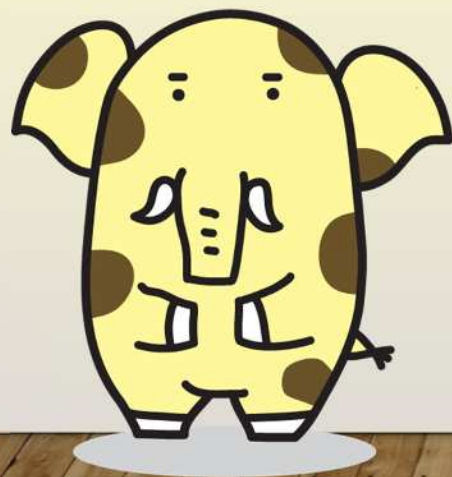


不登校、いじめの現状と課題について



新座市教育委員会 教育相談センター
室長 小俣 優子

教育相談センターへの相談内容と件数について(R5年度 教育相談室)

主 訴 内 容		累 計	
		件数	割合 %
1いじめ	*いじめ	46	1.2%
2不登校	*不登校	1291	34.6%
3友人関係	*いじめの問題を除く友人関係・学校生活(部活動・異性等)	26	0.7%
4性格・行動	*発達障がい(自閉的傾向・ADHD・LD・ことばの遅れ・難聴・構音障がい)・緘黙・チック症・摂食障がい・反抗的・わがまま・多動・粗暴・非行・性に関する問題	1821	48.9%
5適性・進路	*学業不振・進学・転学・就学・将来の進路	194	5.2%
6その他	*家庭環境(家庭教育・親の問題・親子関係・教育一般)・学校教師関係・その他	349	9.4%
		3727	100.0%

R4 3605

R3 3224

年々増加している

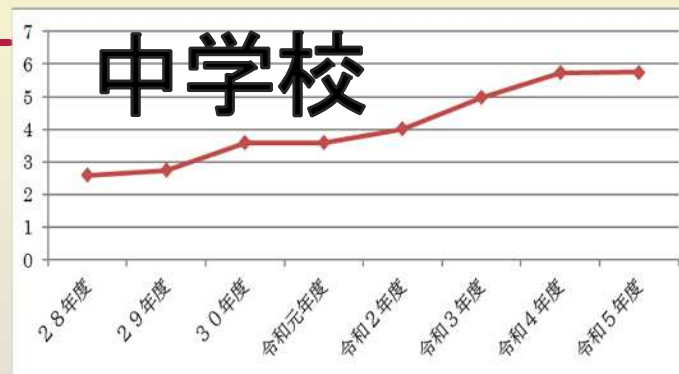
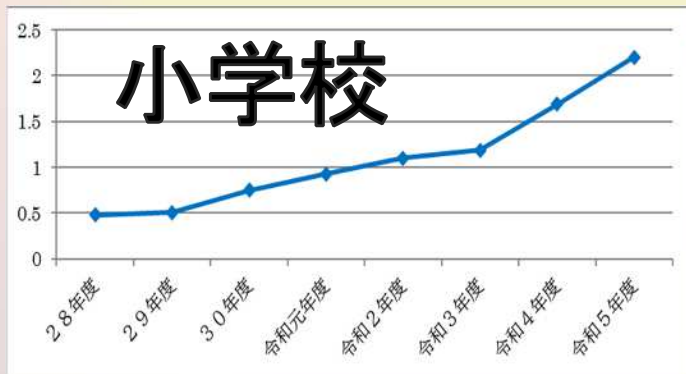
新座市の不登校の現状



新座市の小・中学校における不登校の状況

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	1000人 あたり
小学校	84名	99名	106名	149名	185名	21.9
中学校	145名	166名	208名	240名	241名	57.5
合 計	229名	265名	314名	389名	426名	33.7

小学校が
急増



全国（令和5年度調査）
 小学校 130,370人
 (21.4)
 中学校 216,112人
 (67.1)
 計 346,482人
 (37.2)

●不登校児童生徒数は毎年増加し、**過去最多**

不登校の要因について

- 登校不安
- 生活リズムの乱れ（SNS、ゲーム等による昼夜逆転など）
- 友人とのトラブル
- 親子の関わり方
- 学業不振、進路への不安
- 特別な配慮を必要とする児童生徒の増加
- 教育機会確保法の理念の浸透（多様な学びの場の拡充）
- 小1／中1ギャップやクラス替え等に伴う不適応の増加
- 集団生活適応支援、円滑な情報の引継ぎ、そこから見える課題への支援
- 保護者の学校に対する意識の変化
- コロナ禍の影響による登校意欲の低下

※要因は様々、複合的に絡み合っている

不登校支援策

教育支援ルームについて (旧適応指導教室)

「ふれあいルーム」
「とことこぷらすのへや」



「ふれあいルーム」

新座市役所第四庁舎

1階:教育相談室

※午前9時30分～午後6時

2階:ふれあいルーム

※午前10時00分～午後2時30分



新座市教育相談室・ふれあいルーム担当職員

新座市教育相談室 ※午前9時30分～午後6時00分

- (1) 教育相談員5名(相談業務対応3名、ふれあいルーム担当職員2名)
※ふれあいルーム担当者=教員免許有り
 - (2) 学校カウンセラー(3名が週に1回ずつ勤務) 来庁日(月・水・金)
 - (3) 埼玉県スクールソーシャルワーカー 1名
 - (4) 新座市スクールソーシャルワーカー 3名
(月曜以外は担当中学校にて勤務)
- ※ピアサポーター(大学生ボランティア)

ふれあいルームについて

- 新座市学校適応指導教室設置要綱（平成11年1月決裁）
により、平成11年4月より開室 ※25年目
（現在は教育支援ルーム設置要綱）

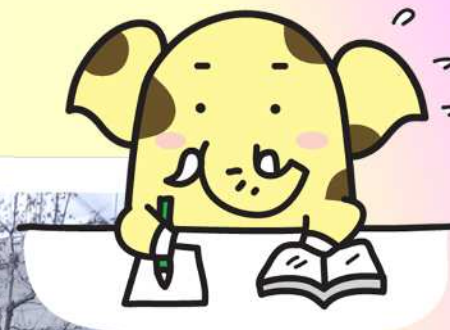
【申請者数の推移】

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	11名	21名	40名	45名	35名	19名
中学校	17名	15名	10名	22名	34名	21名
合 計	28名	36名	50名	67名	69名	65名

R5より「とこ
とこぷらすのへ
や」を開室
R6.12.1現在
19名が入室申請



普段の様子



大縄跳び



椅子取りゲーム



七夕飾り
作成



自主学習



筋トレ!



体験活動

フラワー
アレンジメント



じゃがいも掘り



大根の種まき

フライドポテト作り



遠足

昭和記念公園



令和5年度
角川武蔵野ミュージアム



ムーミンバレーパーク



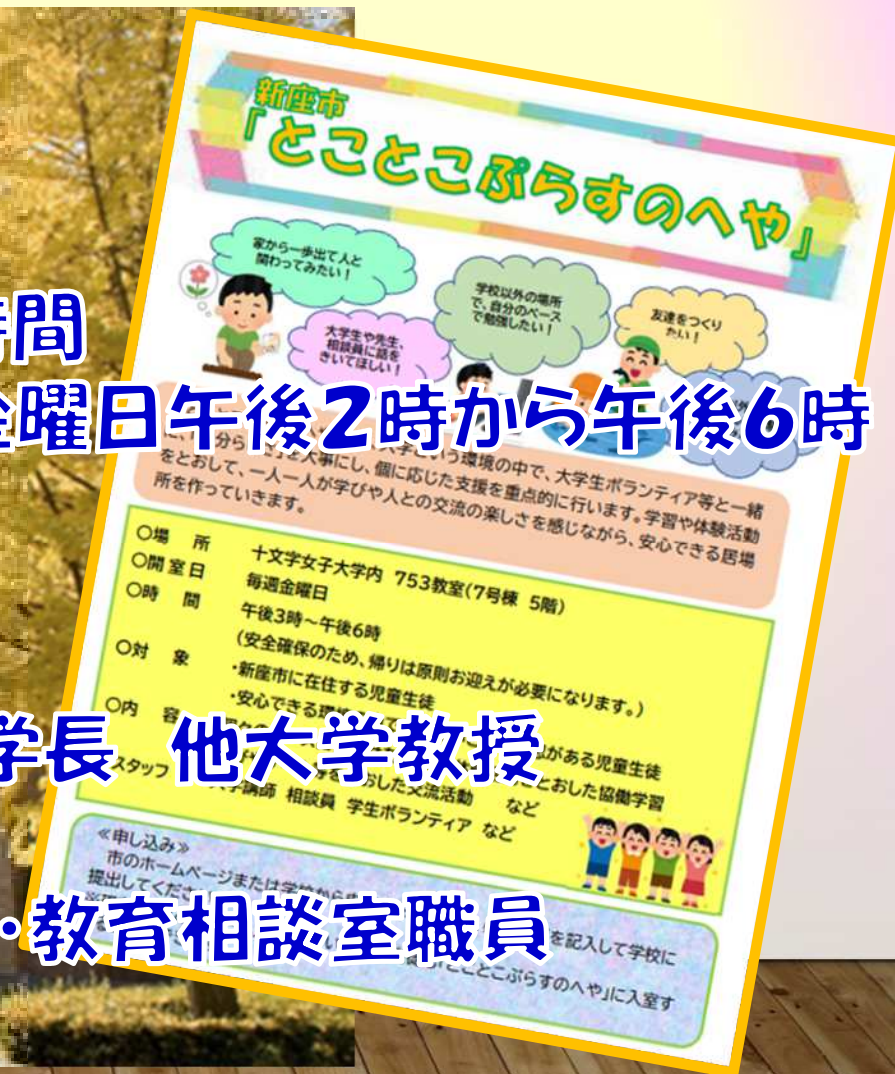
「とことこぶらすのへや」

令和5年9月22日(金)より
十文字学園女子大学内に
「とことこぶらすのへや」開室

開室時間
毎週金曜日午後2時から午後6時

【職員】

- ・十文字学園女子大学 星野 敦子副学長 他大学教授
- ・大学生ボランティア
- ・新座市教育委員会教育相談センター・教育相談室職員
- ・新座市立第二中学校教員も参加

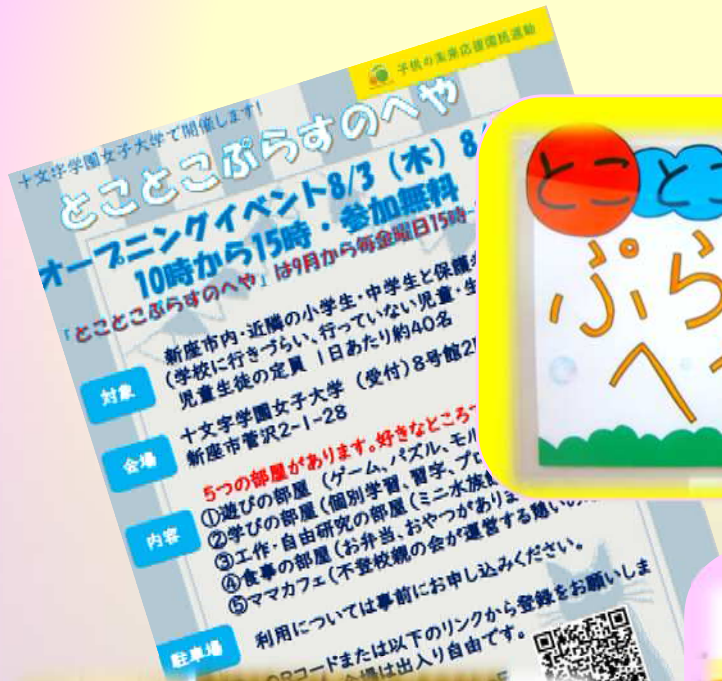


「とことこぶらすのへや」

- 「大学」という安心・安全な環境で学ぶことができる。
- 大学の施設を活用できる。(広いグラウンド、体育館、理科室、図書室等)
- 大学生ボランティアが学習面・心の面等をサポートしてくれる。
 - ※十文字学園女子大学には、児童教育学科、心理学科があり、学生にとっても、教育実習・心理実習の一助となる。
- 「子供の未来応援基金」の支援を受け、おやつも提供
 - ※おやつ＝「コミュニケーションツール」
- 遊びやゲームとおして認知能力等を高めるためのプログラムも取り入れている。
- 社会的自立に向け、様々な体験活動を実施している。

十文字学園女子大学は「地域がキャンパス」を合言葉に、
新座市教育委員会とともに、地域連携を進めています！

「とことこぶらすのへや」活動風景



うちわ作り



学生と保護者も交流



プログラミング体験



保護者同士の交流



ママカフェ

ココだよ

の来江

学校の行き先は、
お受け付けています。
お楽しみしましょう。

教育支援ルームの成果



(子供たち)

- ✿申請者数の増加＝不登校児童生徒の居場所確保
- ✿異年齢集団(上級生が下級生のお世話)＝自己有用感の向上
- ✿他者との交流をとおした学び
＝自己課題(コミュニケーション能力、個人スキル)への気づき
- ✿キャリア形成＝体験から生まれる興味・関心

(保護者)

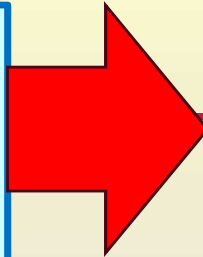
- ✿相談員との定期面談＝保護者も安心、支援の方向性を共有
- ✿子どもの居場所＝保護者がホッとできる時間

不登校の考え方

不登校になることが問題でなく、
何の支援も受けられないことが問題

《ヒューマンエラー》

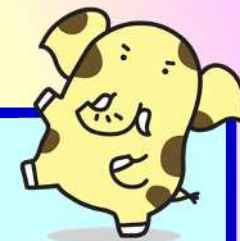
- ・ 子供の育て方が悪い
- ・ 先生の対応が悪い
- ・ 友達に意地悪をされた
- ・ 人と話すのが苦手
- ・



《システムエラー》

- ・ 人を変えるのは困難
その子に適した環境をつくるようみんなで考え、工夫する。
※施設設備、支援内容、支援方法など

今後の方向性



【学校として】

- 新たな不登校を生まない魅力ある学校づくり
- 教員の不登校に対する意識改革(児童生徒理解が不十分)
- 関係機関との連携(関係機関につないだ後も・・・)

【市役所・教育委員会として】

- 多様な学びの場を用意し、学びたいときに学べるよう選択肢を広げる。
 - ※教育支援ルームの拡充、校内支援ルームの設置等
- 保護者、家庭環境への支援
- 相談員・SC・SSWの増員

新座市不登校支援プラン

～ 3 つの つ ～

つくる

安全で安心して学べる学校づくり

- ・誰もが分かる授業の工夫「個々の学びの保障」
- ・主体性を育む授業や活動
- ・できないことを責めるのではなく、できていることを認めるポジティブな行動支援
- ・悩みや不安などSOSを伝えられる関係づくり
- ・ささいな変化を見落とさない目（いじめ、暴力、虐待等）
- ・「チーム学校」で対応する教育相談体制づくり
- ・保護者との信頼関係の構築

「学びたいと思ったときに学べる場」につなぐ

- ・校内支援ルームやオンラインでの授業配信
- ・教育支援ルーム
- 「ふれあいルーム」「とことこぷらすのへや」
- ・フリースクール、NPO等との連携

つなぐ

関係機関につなぐ

- ・SSW、SC等の専門家によるアセスメントを実施し、適切な支援につなぐ。
- ・家庭と連携してハートフルシートを作成し、次の学年、学校、関係機関へとつなぐ。
- ・非行、虐待、ヤングケアラー等への対応（児相、警察、民生委員等との連携）

つづける

卒業後を見据えた支援の継続

- ・電話連絡や定期的な家庭訪問
- ・孤立させないよう保護者に寄り添った支援
- ・ハートフルシートの小から中への確実な引継ぎと継続した支援
- ・将来を見据えた進路指導

学びにつなげられない子を‘0ゼロ’に

～誰一人取り残さない支援～

家



- ・ICTを活用した学習支援
(オンライン授業等)

学校



- ・相談員による支援
(さわやか相談員、子供と親の相談員)
- ・教室間を結んだオンライン授業
- ・校内支援ルーム ※各中学校に順次設置予定

新座市多様な学びの場
～学びたいと思ったときに
学べる環境を整備～

新座市教育支援ルーム

- ・「ふれあいルーム」
(教育相談室に設置)
- ・「とことこぶらすのへや」
(十文字学園女子大学に設置)



民間施設等

- ・フリースクールやNPOに
よる学習支援

特別支援教育

- ・通常学級
- ・特別支援学級
- ・通級指導教室
ふらねっとルーム(小)
FLANETルーム(中)

新座市のいじめの現状



いじめ・暴力件数の推移

○いじめの認知件数

	R2	R3	R4	R5
小学校	110	122	110	181
中学校	80	36	88	78
	190	158	198	259

関連性

いじめを見逃さず、積極的に認知する傾向に。

○暴力等発生件数

	R2	R3	R4	R5
小学校	38	36	75	61
中学校	31	20	29	69
	69	56	104	130

いじめなどと関連させ、丁寧に見とる傾向に。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

社会通念上のいじめではなく、法令上のいじめに基づいて認知することが重要。

好意で行ったことも、相手の児童が心身の苦痛を感じるものであれば「いじめ」となる。

いじめの重大事態

いじめ防止対策推進法（第28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（1号重大事態 生命心身財産重大事態）
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
（2号重大事態 不登校重大事態）

疑いのある時点で調査に
むけて動き出す！！

いじめ防止のための取組

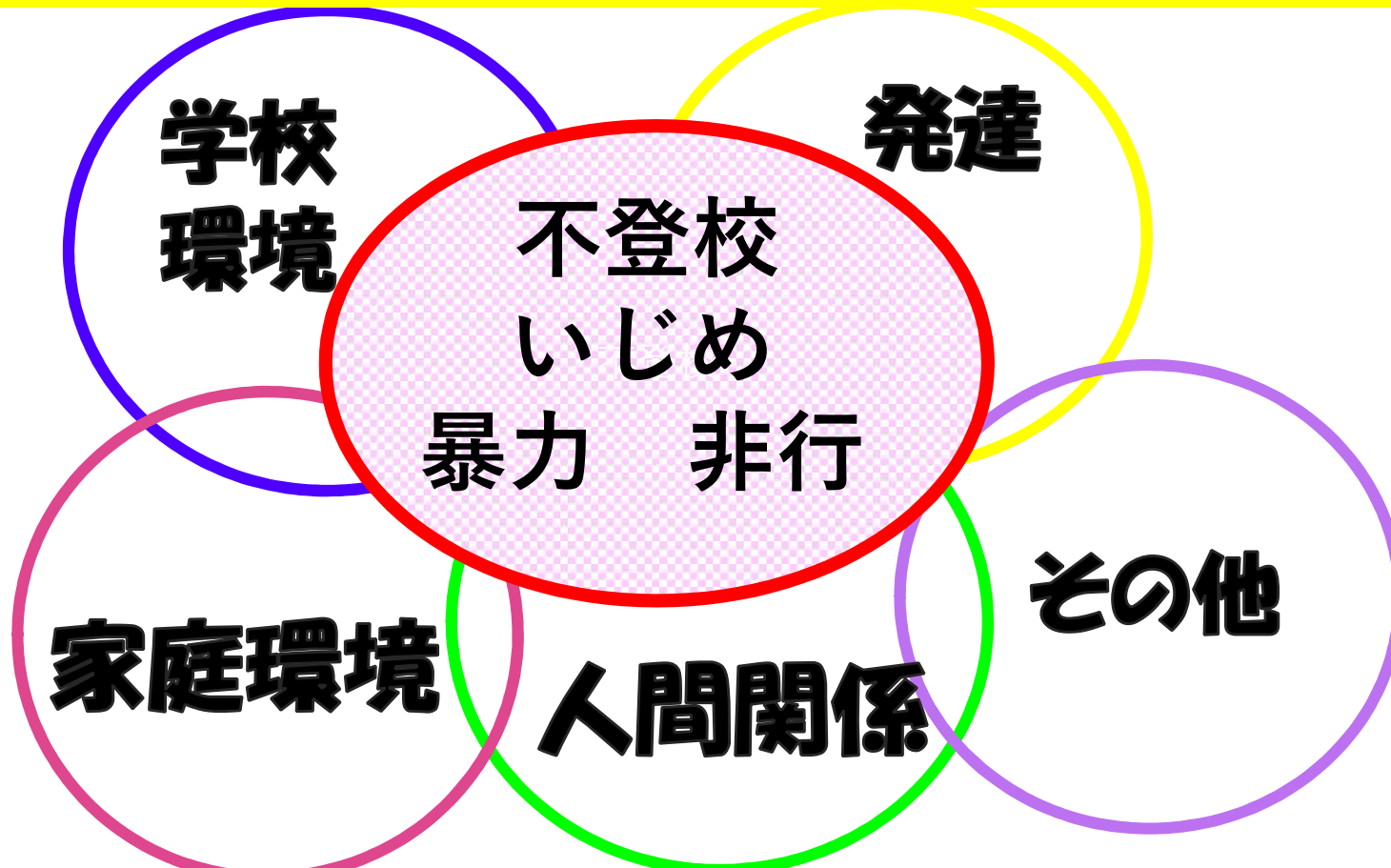
【教育委員会として】

- いじめ防止対策推進法やガイドライン等の周知
(法に則った対応の周知)
- スクールロイヤーによる研修会の開催、いじめ対応相談
- SOS**の出し方教育の推進
- 調査方法や報告書等についての学校への助言

【学校として】

- いじめの積極的認知
- 早期発見、早期対応（異変に気付く目、情報共有）
- 校内いじめ防止対策組織の充実
(校内いじめ対策委員会の確実な実施、組織的ないじめ対応)
- 各学校のいじめ基本方針の見直し、ホームページでの周知
- 事案が起きた時の保護者への丁寧な説明
- 保護者への各校のいじめ防止対策等の周知説明
(4月の保護者説明会、学校だより等の活用)
- 相談体制の充実（スクールカウンセラー、相談員などの活用）

事象の裏にある背景に目を向けた支援が重要



学校・教育委員会・保護者・地域・関係機関（SC、SSW、警察、医療等）で連携し、支援に取り組んでいく。

ご清聴ありがとうございました。

